

公 告

次のとおり愛知県警察ホームページへのバナー広告の掲出を一般競争入札に付します。

令和6年2月7日

愛知県警察本部長

1 入札に付する事項

(1) 広告物を掲出する掲出箇所等（詳細は入札説明書のとおり）

愛知県警察ホームページ トップページ下部 6枠

(2) 募集する広告取扱者

1者とし、自ら広告主を募集し、広告物を掲出しようとする者を対象とする。

(3) 契約期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

(4) 広告内容の基準等

広告取扱者は、県が愛知県広告掲載要綱及び愛知県広告掲載基準に基づき審査を行い、行政財産への広告物の掲出に関する要領に定められた方法に基づき、事前に承認した広告物のみ当該物件に掲出することができる。また、広告取扱者は、広告の掲出に係る一切の責任を負うものとし、広告物の掲出後においても、適正な状態に保たなければならない。

(5) 入札方法

ア 入札者は、県に支払う意思のある金額を提示すること。

イ 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（令和4年4月～令和6年3月）大分類「03. 役務の提供等」のうち中分類「03. 映画等製作・広告・催事」、小分類「02. 広告」に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 入札公告の日から開札までの期間において、愛知県から物品の製造等に係る指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 入札公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 愛知県警察が定める誓約書及び法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。）に係る名簿が提出されていること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

名古屋市中区三の丸二丁目1番1号 愛知県警察本部 広報課（本館2階）

連絡先：愛知県警察本部広報課管理運用係

電 話：052-951-1611（内線2174）

(2) 入札説明書の交付期間

令和6年2月7日(水)から令和6年2月16日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)
午前10時から午後5時までの間、随時交付する。

※入札説明書等を交付し、個別に説明する。

(3) 入札期間

令和6年3月1日(金)午前10時から令和6年3月8日(金)午後0時まで
(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

(4) 開札の日時及び場所

令和6年3月11日(月)午前10時00分
愛知県警察本部本館1階 施設課入札室

4 入札参加申込みの受付の場所、日時等

入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書、広告物取扱者申込書、誓約書、役員等名簿及び契約実績一覧表を提出すること。

ア 場所

名古屋市中区三の丸二丁目1番1号 愛知県警察本部広報課(本館2階)

イ 日時

令和6年2月7日(水)から令和6年2月21日(水)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く)
午前10時から午後5時まで

郵送による入札参加申込みの場合は、令和6年2月21日(水)午後5時必着とする。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

5 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金(愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。)第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。)を、開札期日までに納めなければならない。

なお、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではない。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 入札の無効

財務規則第152条(入札の無効)に該当する入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

入札参加資格の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格以上で、かつ、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。